

令和4年8月12日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

夏の感染拡大防止に向けた新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り、また長期にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、BA.5系統への置き換わりが進む中で、全国的に感染者が急増しております。

石狩市でも7月31日から8月6日の1週間の新規感染者数が400人を超える深刻な状況となっていることから、引き続き、施設に感染症を持ち込まないよう、マスク、手洗い、手指消毒などの徹底や日々の健康状態の確認、お子様やご家族に発熱等の体調不良がみられるときにはお休みするなど、これまで同様の取り組みにつきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 各家庭における感染予防の協力について

(1) 感染力の強いオミクロン株への置き換わりにより、低年齢層への感染が増えています。お子様の体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられて体調不良の場合には、保育施設等をお休みさせていただきます。

(2) 園児が感染した、同居のご家族が感染した、お子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」になった、同居するご家族が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」になった、お子様や同居するご家族がPCR検査等を受ける場合には、すみやかに登園先の保育施設等にご連絡いただくとともに、お子様につきましては保育施設等をお休みいただくようお願いいたします。

お休みいただく期間については次のとおりとなります。

※令和4年7月22日付けの厚生労働省からの通知により、症状がない濃厚接触者の待機期間についての見直しがありました。該当箇所は太字下線部分となります。

2 保育施設等をお休みいただく期間について

	状 況	お子様がお休みいただく期間
①	お子様が新型コロナウイルスに感染した場合	保健所または医師から指示のあった健康観察期間
②	同居のご家族が感染した・お子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合(保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。)	陽性者との最終接触日の翌日から 5日間 または保健所等から指示のあった外出自粛(待機)期間 ※ただし、7日間が経過するまでは・・・ ○検温や自身による健康状態の確認 ○高齢者や基礎疾患のある者との接触を避ける ○高齢者・障がい児者施設・医療機関への不要不急の訪問を避ける ○感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける ○マスク着用等感染対策を徹底する

③	同居のご家族が濃厚接触者となった場合(保育施設等から「感染の可能性がある方」に特定された場合を含みます。)	同居家族の外出自粛(待機)期間 (本来、お子様に行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解をお願いいたします。)
④	お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける場合(任意の検査を除く。)	検査結果(陰性)が判明するまでの間 ※お子様が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても②の期間とします。 ※同居のご家族が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても③の期間とします。

在籍している保育施設等で陽性者が発生し、お子様が「感染の可能性がある方」に該当した場合には、施設から保護者に直接ご連絡いたします。この場合、お子様については、2の②に該当となり、北海道の基準に基づき、陽性者と最後に接触した翌日から**5日間**の外出自粛(**6日目**から登園可能となります。)と7日間が経過するまでは健康観察(ご家庭において1日2回の体温測定と体調管理)をお願いいたします。

3 保育料の日割り減額について(保育認定0～2歳児クラスのみ)

上記2に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から市への申請は不要です。

4 保育施設等での感染者が発生した場合

各保育施設等においては感染予防に努めておりますが、園児や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況等により施設の全部又は一部の休園等を行い、必要な対策を講じることとなりますことをご理解願います。

5 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

保育施設等の判断により園を休園する場合、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用できる場合があります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。
※対象となる休暇の取得期間について、令和4年9月30日まで延長されております。

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)



厚生労働省公式 LINE アカウントもぜひご活用ください。チャット形式で質問にお答えします!

「新型コロナウイルスに関する情報はこちら」→「小学校休業等対応助成金について」から、各種メニューをご覧いただけます。

友だち追加はこちらから

→ 友だち追加用リンク <https://lin.ee/qZZIxWA>



【子ども家庭課 TEL 0133-72-3197】